第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号Z_nを同号算式Ⅱの符号AA_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号中「$Y_{12}=0.025$」を「$AA_{12}=0.024$」に改め、同号算式Ⅱの符号Y_{13}を同号算式Ⅱの符号AA_{13}とする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号X_nを同号算式Ⅱの符号Z_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号中「$W_{12}=0.025$」を「$Y_{12}=0.024$」に改め、同号算式Ⅱの符号W_{13}を同号算式Ⅱの符号Y_{13}とする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号P、Q、R、S、T_n、U_{12}及びU_{13}を同号算式Ⅱの符号R、S、T、U、V_n、W_{12}及びW_{13}とする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号O_{12}、O_{13}及びO_{14}を同号算式Ⅱの符号Q_{12}、Q_{13}及びQ_{14}とし、同号算式Ⅱの符号中「$O_{15}=0.079$」を「$Q_{15}=0.078$」に、「$O_{16}=0.084$」を「$Q_{16}=0.083$」に、「$O_{17}=0.093$」を「$Q_{17}=0.091$」に、「$O_{18}=0.016$」を「$Q_{18}=0.091$」に改め、同号算式Ⅱの符号O_{19}及びO_{20}を同号算式Ⅱの符号Q_{19}及びQ_{20}とし、同号算式の符号Q_{20}の次に次のように加える。

			$Q_{21}=0.013$

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号N_nを同号算式Ⅱの符号P_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号M_9及びM_{10}を同号算式Ⅱの符号O_9及びO_{10}とし、同号算式Ⅱの符号中「$M_{11}=0.067$」を「$O_{11}=0.066$」に改め、同号算式Ⅱの符号M_{12}、M_{13}、M_{14}及びM_{15}を同号算式Ⅱの符号O_{12}、O_{13}、O_{14}及びO_{15}とし、同号算式Ⅱの符号中「$M_{16}=0.084$」を「$O_{16}=0.083$」に、「$M_{17}=0.093$」を「$O_{17}=0.091$」に、「$M_{18}=0.016$」を「$O_{18}=0.091$」に改め、同号算式Ⅱの符号M_{19}及びM_{20}を同号算式Ⅱの符号O_{19}及びO_{20}とし、同号算式の符号O_{20}の次に次のように加える。

			$O_{21}=0.013$

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号J_n、K_{14}、K_{15}、K_{16}、K_{17}及びL_nを同号算式Ⅱの符号L_n、M_{14}、M_{15}、M_{16}、M_{17}及びN_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号G_{18}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式Ⅱの符号H_n中「（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）」を「（平成21年度においてIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）」に改め、同号算式Ⅱの符号I_{20}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式Ⅱの符号I_{20}の次に次のように加える。

			I_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.008 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007 J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、I_s値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該額についてはB_nに準ずる者とする。 K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.010 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.010

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式中「$\sum_{n=18}^{20}$」を「$\sum_{n=18}^{21}$」に、「1,107,000円」を「1,217,000円」に改め、同号算式の符号C_4中「0.023」を「0.022」に、「0.025」を「0.024」に改め、同号算式の符号C_5中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_7ア中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_7イ中「0.024」を「0.023」に改め、同号算式の符号C_{11}中「0.027」を「0.026」に改め、同号算式の符号E_4中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号E_5中「0.023」を「0.022」に、「0.025」を「0.024」に改め、同号算式の符号E_7ア中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号E_7イ中「0.024」を「0.023」に改め、同号算式の符号E_9中「0.014」を「0.013」に改め、同号算式の符号G_{14}中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号G_{17}中「0.031」を「0.030」に改め、同号算式の符号I_8中「0.038」を「0.037」に、「0.077」を「0.076」に改め、同号算式の符号I_9中「0.045」を「0.044」に、「0.074」を「0.073」に改め、同号算式の符号L_1中「0.080」を「0.079」に改め、同号算式の符号L_4中「0.035」を「0.034」に改め、同号算式の符号M_{13}中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号O_8中「0.010」を「0.031」に、「0.009」を「0.044」に改め、同号算式の符号O_{20}の次に次のように加える。

			O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.008 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

第十五条第一項の表都道府県の項中「1.130」を「1.172」に改め、同表市町村の項第一号中「1.018」を「1.023」に、「33.1」を「32.7」に改め、同項第二号中「1.094」を「1.155」に、「0.429」を「0.401」に改め、同項第三号中「1.130」を「1.172」に改める。

第十六条第一項の表都道府県の項中「0.2」を「0.1」に改め、同表市町村の項第一号を次のように改める。

市町村	一　正急減補	地域振興費	人口	算式Ⅰ $\left(\frac{B-A}{A}-0.028\right)\times 0.1\times 27.4$ 算式Ⅱ $\left(\frac{C-A}{A}-0.095\right)\times 7.3$ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第２条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村又は山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B－A）、（C－A）、$\left(\frac{B-A}{A}-0.028\right)$又は$\left(\frac{C-A}{A}-0.095\right)$が負数となるときは、それぞれ０とする。